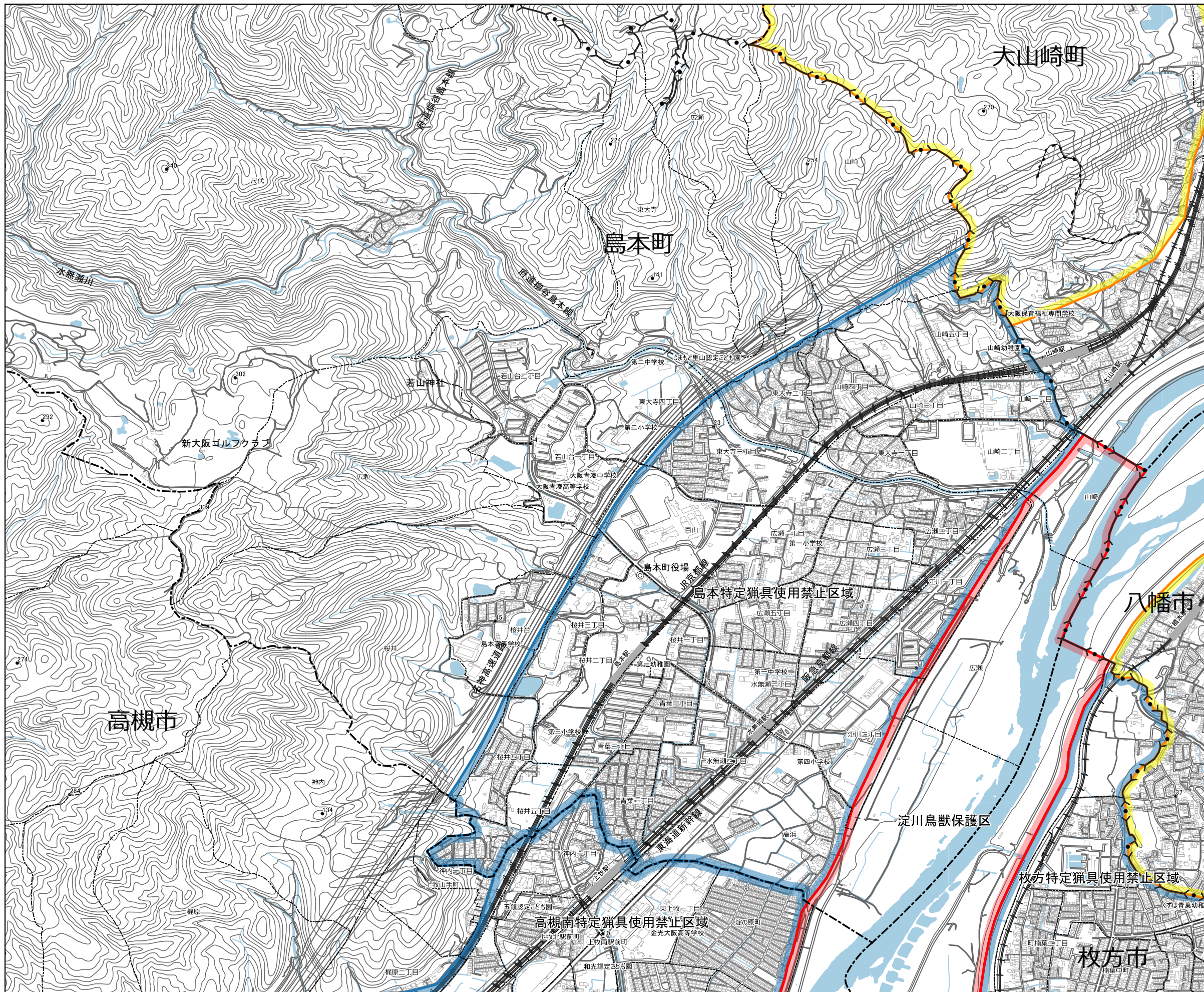


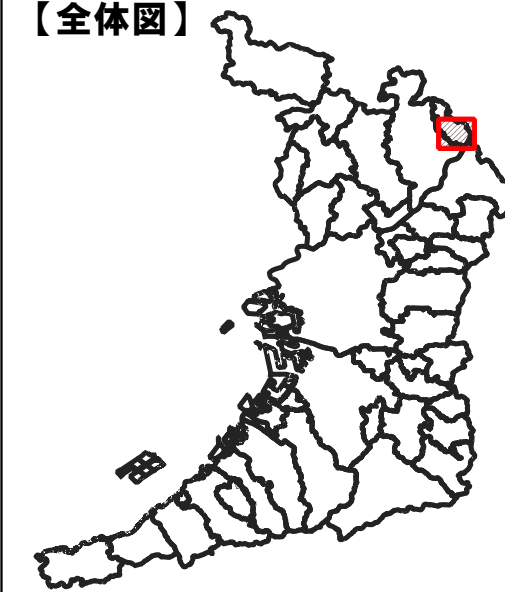
# 21 島本特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



## 【全体図】



## 【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

島本町と京都府の境界線と淀川右岸堤防との交点を起点とし、淀川右岸堤防を南南西に進み、島本町と高槻市の境界線に至り、同境界線上を北西に進み、名神高速道路を北北東に進み、島本町と京都府の境界線に至り、同境界線上を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。